

第6回盛岡地方裁判所委員会・第6回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成17年7月19日(火)午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

家子洋子, 岡崎正道, 笠川さゆり, 熊谷富民子, 熊谷隆司, 酒井明夫
杉山慎治, 瀬戸啓子, 鷹觜紅子, 藤原良夫, 丸山仁, 三浦哲夫, 村
上満男, 吉田誠一, 若原正樹(五十音順, 敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所
委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

後藤地裁事務局長, 齋藤民事首席書記官, 佐々木刑事首席書記官, 志村家裁事務局
長, 富山首席家裁調査官, 相馬家裁首席書記官, 小野地裁事務局次長, 大内家裁事
務局次長, 門脇地裁総務課長, 石川地裁総務課課長補佐, 工藤地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

1 開会あいさつ(若原委員長)

2 委員長代理の指名

委員長において, 委員長代理として, 地方裁判所委員会について杉山委員を, 家庭
裁判所委員会について瀬戸委員をそれぞれ指名した。

3 裁判所の取組状況報告

庶務担当から次の報告がなされた。

(1) 庁舎案内表示等の改善状況について

(2) パンフレット「成年後見申立ての手引」の作成について

(3) 「裁判の迅速化に関する法律」に基づく検証結果が, 7月15日(金), 最高裁
のホームページに掲載されたことについて

4 議事テーマ「裁判員制度」についての意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 次の説明等がなされた。

ア 「裁判員制度」の概要についてのパワーポイント利用による説明(杉山委員)

イ 岩手県における裁判員制度実施のための各種データの説明(庶務担当)

ウ 6月28日(火), 盛岡地方裁判所において実施された法曹三者による裁判員

模擬裁判に、裁判員として参加した委員の感想（家子委員、本日欠席の松本委員の感想については委員長がアンケート結果等の趣旨を伝達）。

(2) 意見交換

「裁判員制度」に関し、概略、次の意見交換がなされた。

国民が裁判員として裁判所に出頭するまでの種々の不安が解消されるような方策を考える必要があるのではないかと考える。

裁判員制度について、裁判員となる人の職場に正しく説明し、理解を得る必要があると思う。

一般人が人の一生を左右することを決められるのか、また、法律的な知識を持たずに裁判員が務まるだろうかという不安がある。

裁判員制度では、一般人の通常感覚を反映させるのが目的なので、法律等の予備知識は特に必要がないと考える。

裁判員制度は早期の事件処理が可能になるようなので、その点をもっとアピールすべきではないか。

裁判員制度を国民がきちんと理解しているとは言えないのではないかと考える。その意味で、制度を実施するのは時期尚早と思う。

裁判員の氏名等が公表されないということを知った。

誰が裁判員になるのかが世間の関心事になると思う。裁判員に対する報復等があり得る点が心配である。

法律の素人である一般国民が刑事裁判に参加することがいい裁判につながるのかは疑問がある。

裁判官と裁判員との評議を通じて妥当な結論を出すことがいい裁判につながると思う。運用をうまく行って制度が定着できれば良いのではないかと考える。

裁判官と裁判員の意見が分かれたときはどうなるのか。

最終的には多数決になる。多数意見には必ず1人以上の裁判官が加わる必要がある。

国民が司法に参加することで何ができるのかを考えなくてはならない社会になってきていると思う。裁判員制度は、国民の自己判断、自己決定ということが根本にある制度だと思えるので、裁判員に選任されたときは、自己の価値判断に従って素直に判断すれば良いと考える。

裁判長の裁判の進め方に、裁判員がきちんと役目を果たせるかどうかがかかっていると思う。評議の方法はどのようになるのか。

評議は、裁判員の主張が生かせるような運用をしていきたいと考えている。

裁判員に選任されることで著しい損害が生じる場合には、裁判員を辞退できるような場合がある。

具体的な場合については、制度が施行されるまでに明らかになると思われる。

裁判員制度は、国民の良識を裁判に反映させようという制度趣旨からすると、裁判員は6名以上にすべきではないか。

裁判員を経験することによって、自分を高めることができようになるのではないだろうか。

裁判員制度を導入するよりも、裁判官が一般市民の感覚を身につけることが大切ではないか。

裁判員は必ず意見を述べなければならないのか。

裁判員は自分の意見を述べることになっている。

裁判員選任で手続きに出頭できない場合にどのようなになるのか、また、裁判員に選任されたされたが、裁判当日に欠席せざるを得ないときにどうなるのか疑問に感じた。

第 5 閉会

以 上